

# 平成26年度 第9回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成26年12月22日（月）16時30分から16時51分まで

2、開催場所：西宮市役所東館805会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	上向井 賢二
	4番	佐藤 みち子
	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝
	15番	前田 豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 14 号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

議案第 15 号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

報告第 31 号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第 32 号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第 33 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増田 俊也
係長	水田 正清
主事	北島 知晶

議 長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、12番 松田委員と、13番 二本松委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書1ページについてですが、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案第1号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、許可できない場合を定めた農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。森畑委員、お願いします。

森畑(9番) 議案第14号についてご説明いたします。山口町名来の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、国道176号線の名来2の交差点から南東約120mのところにあります。本申請は、生前贈与を目的とし、農地法第3条の規定に基づき 農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、下越木岩農会に所属しており、当該農地以外にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲もあり、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長           ご異議がないようでございますので、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することに決定いたします。

議 長           続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局       それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の2ページについてですが、議案第15号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。議案書、本日配布資料の「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」を基にご説明します。その前に、市街化調整区域農地での農地転用手続き等についてですが、兵庫県知事の許可となり、その農地の所在する市の農業委員会が、県知事に対して立地基準、一般基準を満たしているか検討し、西宮市農業委員会からの意見書を送付することとなっています。立地基準とは、農地の程度、例えば、規模、集団性、市街化の程度に応じて農地を区分し、その区分により転用できるものを限定するための基準となります。一般基準とは、当該農地で転用事業の必要性、程度の妥当性、代替性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断する基準となります。なお、いずれかの基準を満たさない場合は、法令で許可できないこととなります。

                  【議案第15号を議案書、別添資料をもとに朗読】

                  該当農地周辺は木が生えており、転用しても支障が無いと判断されるため、県知事に意見書を送付しても問題は無いと考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長           事務局の説明は終わりました。次に、地元委員の説明をお願いいたします。二本松委員、お願いします。

二本松(13番)   議案第15号についてご説明いたします。山口町金仙寺の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけと思いますが、県道82号線の下田橋から南西約60mのところにあります。申請農地は、長年耕作されていない模様で、山林状態になっています。なお、北側が道路、西側と南側は山林で、東側が農地となっており、この農地の耕作者からは同意を得ております。申請人は、農地を転用して植林する計画であり、この転用計画については許可できるとし、県知事へ進達しても良いと思います。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長           地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同       (質問、意見なし)

議 長           なければ、第15号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につき

ましては、意見書を付して県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同  
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、第15号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、県知事に進達することにいたします。

議 長

続きまして、これより報告案件に入ります。まず、報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問なし)

議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

続きまして、報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問なし)

議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

続きまして、報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書5ページに2件でございます。

【議案書朗読】

11月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。  
議 長 続きまして追加報告としまして、報告第34号「農業委員会活動整理カードの登録の件」を報告いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【別添資料をもとに説明】

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。  
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。  
議 長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録を正当と認め署名す。

議長：

委員：

委員：